

○中川村竹林整備機材貸出規定

(趣旨)

第1条 この規定は、森林環境譲与税を活用し導入した竹粉碎機及び竹処理用無煙炭化器
(以下「機材」という。)の貸出し及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 機材の貸出しを受けることができる者は、村内に住所を有し、若しくは村内に竹林を所有する個人(複数人で作業ができる者に限る)、自治会又はボランティア団体等
(以下「村民等」という。)、次に掲げる活動を行う者とする。

(1) 村内での竹林整備活動

(2) その他村長が認める活動

2 前項の規定に加え、竹林所有者等との請負契約により村内の竹林整備を行う村内事業体、駒ヶ根伊南シルバー人材センター、上伊那森林組合は貸出対象とする。

3 竹粉碎機の貸出しは、前2項の規定に加え、第8条で規定する使用者講習を受講した者が使用する場合に限る。

4 次に掲げる者は貸出しの対象としない。

(1) 中川村暴力団排除条例(平成23年条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団

(2) 中川村暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等

(3) 第2項で規定する者以外で、営利を目的として第1項各号に掲げる活動を行う者

(貸出制限等)

第3条 機材の貸出期間は、貸出し日を含め7日以内とする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、14日を超えない範囲で貸付期間を更新することができる。

2 機材の貸出し及び返却は、村長の指定する場所において行うものとする。

(費用負担)

第4条 機材の使用料は無料とする。ただし、機材の運搬及び稼働に要する一切の経費は、機材の貸出しを受けた村民等(以下「使用者」という。)が負担するものとする。

(借用申請)

第5条 機材の貸出しを受けようとする村民等(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日の3日前までに当該申請者(申請者が団体等の場合にあつては、現実に貸出しを受ける当該団体等に所属する者)の身分を証する書類を提示の上、竹林整備機材借用申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(貸出し)

第6条 村長は、前条の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、竹林整備機材貸出証(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 村長は、機材の貸出しに当たり条件を付することができる。

(貸出台帳の整備)

第7条 村長は、機材の貸出し状況を明確にするため、竹林整備機材貸出台帳（様式第3号）を整備するものとする。

（講習の開催）

第8条 村長は、竹粉碎機の使用希望者を対象に、安全に使用するための講習を開催するものとする。

（使用及び管理）

第9条 使用者は、機材の使用及び管理について、善良な管理者の注意をもって適正に行わなければならない。

2 使用者は、機材の使用にあたっては、複数人で作業を行わなければならない。

3 竹粉碎機の利用者は、前条で規定する講習を受講し、使用にあたり、講習内容を遵守しなければならない。

（目的外使用の禁止等）

第10条 使用者は、機材を第2条第1項各号に掲げる活動以外に使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（返却）

第11条 使用者は、機材を返却する際に、竹林整備機材使用実績報告書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、機材の貸出しを中止し、返却を求めることができる。

(1) この規定に違反した場合

(2) その他村長が機材の貸出しを不相当と認める場合

（事故等の処理）

第12条 使用者は、機材を運搬し、又は利用するに当たり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、村は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。

2 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により機材を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を弁償しなければならない。

3 前2項の場合において、使用者は、直ちに竹林整備機材使用事故報告書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規定は、令和5年8月21日から施行する。

この規定は、令和5年11月27日から施行する。

この規定は、令和7年4月14日から施行する。